

「環境アニメイティッドやお 楽しい環境活動支援金（環境保全活動支援事業）」 募集要項

1. 事業実施目的

市民・事業者・教育機関・行政機関のパートナーシップによって、環境保全活動を推進するための協議会“環境アニメイティッドやお”（以下、当協議会）では、八尾市環境総合計画において望ましい環境像とした「緑とうるおいのある、快適な環境とふれあえるまち、やお」を実現するための具体的な企画・活動を募集します。

本事業では、選考された企画・活動への金銭面での支援だけでなく、情報交換の場の提供や各分野からの助言などの多面的な支援を実施することを目的としています。

2. 募集する活動

対象となる企画・活動は、八尾市環境総合計画に掲げる6つの目標達成、八尾市第5次総合計画に掲げるめざす姿、八尾市長マニフェストに掲げるめざす姿に向けて取り組む内容であることを前提とし、「新規提案部門」、「調査部門」、「取組部門」のいずれかに分類されるものとします。

＜八尾市環境総合計画に掲げる6つの目標＞

- | | |
|---------------------------|--------------------------|
| 1. 一人ひとりが地球にやさしい行動に取り組むまち | 2. 市民の健康を守り、すがすがしく暮らせるまち |
| 3. 快適で安らぎのある住みよいまち | 4. 身近な自然を大切にし、育て、ふれあえるまち |
| 5. 個性豊かな文化とふれあいのあるまち | 6. 市民・事業者による環境保全活動が活発なまち |

＜八尾市第5次総合計画に掲げるめざす姿＞

- ・環境を意識した暮らしや事業活動により河川や空気がきれいな状態で保たれている。
- ・環境を意識した保全活動が個人の行動や地域活動、事業活動に取り組まれている。

＜八尾市長マニフェストに掲げるめざす姿＞

- ・環境を意識した暮らしやすい八尾。

【新規提案部門】

当協議会に対して初めて提案いただいた内容に対して評価し、その提案が実践され、八尾市内での環境活動の幅を広げることを目的としています。

【調査部門】

新規提案部門にて提案がなされた案件に対し、その提案内容の実践に向けた現状把握にかかる調査活動に対して支援し、また取組を実践してもらえる団体を調査した結果を報告してもらうことで、提案内容を実行につなげ、八尾市内での環境活動の幅を広げることを目的としています。

【取組部門】

当協議会に対して提案いただいた内容で実践されるものについて支援し、八尾市内での環境活動の幅を広げることを目的としています。

※ 企画・活動は、採択された団体が中心となって企画運営を行うものであり、一過性ではなく継続的に発展し、持続性が見込めるものとします。

（過去の活動企画一覧は、環境アニメイティッドやおのホームページをご覧ください）

3. 支援対象者

●新規提案部門

1) 個人による提案の場合

対象となる個人は、次の(1)～(3)の条件のいずれかを満たしていることとします。

- (1) 八尾市在住の者。
- (2) 八尾市在学の者。
- (3) 八尾市在勤の者。

2) 団体による提案の場合

対象となる団体は、次の(1)～(5)の条件をすべて満たしていることとします。

- (1) 八尾市を中心に活動を行うこと。
- (2) 団体として継続的に事業が実施できる体制が整っていること。
- (3) 代表者が明らかであること。
- (4) 行政機関が、事務局等を担っていないこと。
- (5) 団体の構成員に、八尾市民または市内に勤務あるいは通学している者が含まれていること。

※下記のような団体や事業は対象となりません。

- (1) 政治活動を目的とする個人、団体、事業
- (2) 選挙活動に関連する個人、団体、事業
- (3) 宗教活動を目的とする個人、団体、事業
- (4) 営利活動を目的とする個人、団体、事業（但し、もっぱら社会貢献に資する活動をのぞく）
- (5) 暴力団等の団体及びその構成員の統制下にある団体
- (6) 本支援金の他に、支援金や助成金等を受取って行う事業

●調査部門、取組部門

対象となる団体は、次の(1)～(5)の条件をすべて満たしていることとします。

- (1) 八尾市を中心に活動を行うこと。
- (2) 団体として継続的に事業が実施できる体制が整っていること。
- (3) 代表者が明らかであること。
- (4) 行政機関が、事務局等を担っていないこと。
- (5) 団体の構成員に、八尾市民または市内に勤務あるいは通学している者が含まれていること。

※下記のような団体や事業は対象となりません。

- (1) 政治活動を目的とする団体、事業
- (2) 選挙活動に関連する団体、事業
- (3) 宗教活動を目的とする団体、事業
- (4) 営利活動を目的とする団体、事業（但し、もっぱら社会貢献に資する活動をのぞく）
- (5) 暴力団等の団体及びその構成員の統制下にある団体
- (6) 本支援金の他に、支援金や助成金等を受取って行う事業

4. 支援金額

●新規提案部門

賞金を給付する個人または団体は、書類選考によって選ばれた者とし、提案内容に応じて賞金として、最高 **2** 万円を給付します。

●調査部門

(1) 支援の対象となる事業費は、平成 30 年 4 月 1 日（日）から平成 31 年 1 月 31 日（木）までの期間のものとし、支援金額については、書類選考により決定します。

※ ただし、書類選考の時点で完結している事業については対象となりません。

(2) 支援する団体は書類選考によって選ばれた団体とし、原則として支援金額は 1 団体にあたり **5** 万円を上限とします。

(3) 事業終了後、本支援金が余っている場合は、余剰分の支援金を速やかに当協議会に返還することとします。

(4) 支援の対象となる経費は、原則として支援対象となった企画・活動に必要であると当協議会が認めた予算計画書に示された費目の経費のみとします。**ただし、期間中に費目または用途、数量などの変更・修正がある場合は、事前に予算計画変更届（様式 13 号）を環境アニメティッドやお事務局に提出し、許可を受けた金額のみ、用途や数量の変更、他項目への流用を認めることとします。なお、予算計画変更届や事前相談なく変更した場合、返金いただく可能性があります。必ず事務局に事前に相談してください。**

費用分類	計上できる経費の例
旅費・交通費	事業において必要と認められる電車やバス等の交通費
消耗品購入費	事業において必要と認められる物品の購入費用 ※ 1 点が 1 万円未満のものに限ります。
印刷製本費	アンケート用紙、報告書印刷費用 等

●取組部門

(1) 支援の対象となる事業費は、平成 30 年 4 月 1 日（日）から平成 31 年 1 月 31 日（木）までの期間のものとし、

(2) 支援する団体は書類選考・プレゼンテーション審査によって選ばれた団体とし、原則として支援金額は事業規模に関わらず、1 団体にあたり **20** 万円を上限とします。20 万円以下の予算規模であっても上限額までの範囲内であれば申請可能です。

※ ただし、**5** 万円以下の支援金額による申請の場合、プレゼンテーション審査を免除します。

(3) 支援金額については、書類選考・プレゼンテーション審査における選考により決定します。

※ ただし、プレゼンテーション審査の時点で完結している事業については対象となりません。

(4) 事業終了後、本支援金が余っている場合は、余剰分の支援金を速やかに当協議会に返還することとします。

(5) 支援の対象となる経費は、原則として支援対象となった企画・活動に必要であると当協議会が認めた予算計画書に示された費目の経費のみとします。**ただし、期間中に費目または用途、数量などの変更・修正がある場合は、事前に予算計画変更届（様式 13 号）を環境アニメティッドやお事務局に提出し、許可を受けた金額のみ、用途や数量の変更、他項目への流用を認めることとします。なお、予算計画変更届や事前相談なく変更した場合、返金いただく可能性があります。必ず事務局に事前に相談してください。**

費用分類	計上できる経費の例
謝金	講座、講演会等の講師、スタッフ等への謝礼
旅費・交通費	事業において必要と認められる電車やバス等の交通費
消耗品購入費	事業において必要と認められる物品の購入費用 ※1点が1万円未満のものに限ります。
備品購入費	事業において必要と認められる備品の購入費用 ※備品を必要とする理由を求めます。
通信費	募集案内、資料等を送付するための切手代 等
印刷製本費	募集案内、ポスター、ちらし等の印刷費用 等
使用料及び賃借料	会議室、施設等の使用料 等
役務費	ボランティア保険料 等
雑費	振込手数料 等
食糧費	講座、講演会等の講師、関係者に対する賄費用 等

※ 用途が不明確な経費や、団体が行うその他の企画・活動に充てる経費は対象となりません。

※ 団体の構成員に対する経費については、対象とならない場合があります。

※ 備品購入費は原則として、支援対象期間内に有効に使用する備品のみ支援の対象としておりますので、支援対象期間内に備品の使用が確認できない場合、返金いただく可能性があります。

5. 選考方法

●新規提案部門

申込書についての書類選考に基づき、選考委員が選考を行います。なお、提案内容について、ヒアリングの上、選考を行うことがあります（ヒアリングの場所については、後日連絡の際に申請者へお伝えさせていただきます。）。

【書類選考】

下記の書類を提出していただき、事業内容等を選考いたします。

- ① 楽しい環境活動支援金 申込書（様式第1号）
- ② 事業提案書（様式第2号）
- ③ 予算計画書・申請者情報（様式第4号）

※ 事業予算計画内容については、記載の必要はありません。

- ④ 自由記入欄（様式第5号）
- ⑤ 会員名簿

●調査部門

申込書についての書類選考に基づき、選考委員が選考を行います。

【書類選考】

下記の書類を提出していただき、事業内容等を選考いたします。

- ① 楽しい環境活動支援金 申込書（様式第1号）
- ② 事業計画書（様式第3号）
- ③ 予算計画書・申請者情報（様式第4号）
- ④ 自由記入欄（様式第5号）
- ⑤ 会員名簿

●取組部門

申込書についての書類選考と、プレゼンテーション審査に基づき、選考委員が選考を行います。

【書類選考】

下記の書類を提出していただき、事業内容等を選考いたします。

- ① 楽しい環境活動支援金 申込書（様式第1号）
- ② 事業計画書（様式第3号）
- ③ 予算計画書・申請者情報（様式第4号）
- ④ 自由記入欄（様式第5号）
- ⑤ 会員名簿

【プレゼンテーション審査】

書類選考を通過した団体を対象とし、事業説明を行っていただきます。事業説明の方法としては、プロジェクターの使用や模造紙によるPRなど自由とします。ただし、パワーポイントにより説明をされる場合は、プレゼンテーション開催の7日前までに、環境アニメイティッドやお事務局へ説明データを提出いただきます。

申請内容に応じた必要な手続き、書類については下記のとおりです。

	①新規提案部門	②調査部門	③取組部門	
			上限5万円	上限20万円
申請書提出	○	○	○	○
書類選考	○ ※ 必要に応じ、申請者へヒアリングを実施します。	○	○	○
プレゼン審査	—	—	—	○
報告書提出	—	○ ※ 必要に応じ、申請者へヒアリングを実施します。	○ ※ 必要に応じ、申請者へヒアリングを実施します。	○ ※ 必要に応じ、申請者へヒアリングを実施します。

6. 交付決定

●新規提案部門

書類審査を通過した個人または団体には、7月上旬（予定）に「楽しい環境活動支援金 支援金給付決定通知書（様式第6号）」を送付し、結果通知後、所定の手続きを経て、賞金を給付します。

●調査部門

(1) 書類審査を通過した団体には、7月上旬（予定）に「楽しい環境活動支援金 支援金給付決定通知書（様式第6号）」を送付し、結果通知後、所定の手続きを経て、支援金を給付します。

※必ずしも希望額通り支給されるとは限りません。また応募状況によっては、採択されない事業が出る可能性もありますので、予めご了承ください。

(2) 支援金の給付方法は口座振込みのみとし、「支援金請求書(様式第7号)」を事務局へ送付し、事務局が確認した後、各口座へ振り込みます。

(3) 支援金の給付を受けた団体が、給付の対象である事業を変更もしくは中止したときには、「楽しい環境活動支援金 中止申請書（様式第11号）」を提出する必要があるため、給付した支援金については、返還していただく場合があります。

(4) 申請内容もしくは報告内容に虚偽の箇所や不適切な処理が行われていた場合には、給付した支援金を返還いただきます。

●取組部門

(1) 書類審査及びプレゼンテーション審査を通過した団体には、7月上旬（予定）に「楽しい環境活動支援金 支援金給付決定通知書（様式第6号）」を送付し、結果通知後、所定の手続きを経て、支援金を給付します。

※必ずしも希望額通り支給されるとは限りません。また応募状況によっては、採択されない事業が出る可能性もありますので、予めご了承ください。

(2) 支援金の給付方法は口座振込みのみとし、「支援金請求書(様式第7号)」を事務局へ送付し、事務局が確認した後、各口座へ振り込みます。

(3) 支援金の給付を受けた団体が、給付の対象である事業を変更もしくは中止したときには、「楽しい環境活動支援金 中止申請書（様式第11号）」を提出する必要があるため、給付した支援金については、返還していただく場合があります。

(4) 申請内容もしくは報告内容に虚偽の箇所や不適切な処理が行われていた場合には、給付した支援金を返還いただきます。

7. 事業報告

●調査部門、取組部門（活動報告）

支援を受けた団体は、支援金を受けて行った活動報告をしていただく必要があり、平成 31 年 2 月 2 日（金）までに事業報告書を提出していただきます。必ず期限を守って提出してください。

【提出書類】

- ① 楽しい環境活動支援金 事業報告書（様式第 8 号）
- ② 事業成果報告書（様式第 9 号）
- ③ 収支決算書（様式第 10 号）※必ず支出がわかる領収書を添付してください。

※ 調査部門においては、取組を実践してもらえる団体を調査した上で、報告ください。

※ 提出していただく資料等は返還いたしません。

※ 提出していただく報告書の著作権は、当協議会に無償で譲渡するものとします。

※ 内容につきましては、ホームページ等に掲載し、公表する場合があります。

●調査部門、取組部門（書類審査）

事業報告書について、書類審査を実施します。受給団体へ書面にて回答を要求することがございますので、その際は、期日までに回答をお願いします。また、期日については、当該要求時に提示いたします。

なお、事業内容についてヒアリングの上で、審査結果等に応じた指示を行うことがあります（ヒアリングの場所については、後日連絡の際に申請者へお伝えさせていただきます。）。当該指示内容を履行していただくことまでが支援の条件となりますのでご留意願います。

事業報告書にて、虚偽の箇所や不適切な処理が行われていた場合には、「楽しい環境活動支援金 返還金請求書（様式第 13 号）」にて請求を行い、給付した支援金の一部もしくは全部を返還いただきます。

8. 環境アニメイティッドやおとの協力

取組部門で、事業採択された団体は、当協議会の会員になっていただくとともに、当協議会が実施する事業等への協力に努めることとします。

【環境アニメイティッドやお年會費】

市民団体会員	事業者会員	事業者団体会員
2,000 円	5,000 円	10,000 円

9. 応募方法

(1) 申込書及び様式の配布

申込書及び様式は、当協議会及び市役所ホームページよりダウンロードできます。また、八尾市環境保全課や各出張所等でも配布いたします。

< 提出書類一覧 >

	①新規提案部門	②調査部門	③取組部門
① 楽しい環境活動支援金 申込書（様式第1号）	○	○	○
② 事業提案書（様式第2号）	○	—	—
③ 事業計画書（様式第3号）	—	○	○
④ 予算計画書・団体情報（様式第4号）	○	○	○
⑤ 自由記入欄（様式第5号）	○	○	○
⑥ 会員名簿	○ ※個人による申請 の場合、不要	○	○

(2) 受付期間

平成30年5月1日（火）から平成30年5月31日（木）必着 ※土日祝を除く

(3) 受付時間

午前8時45分から午後5時15分まで

申込書等に必要な事項を記入し押印した後、受付期間中に環境アニメィッドやお事務局（八尾市環境保全課）へ郵送、または持参してください。（郵送の場合は、平成30年5月31日（木）必着とします。）

加えて、電子メールでデータ送付又は、CD-ROMでのデータの提出をお願いします。（データ上では押印は不要です。）ファイル形式はMicrosoft Office Word 2003 以上 2010 以下又は、PDF ファイル形式（Adobe Acrobat 7.0 Elements）でお願いします。

10. 提出先・問合せ先

環境アニメィッドやお事務局（八尾市環境保全課）

〒581-0017 八尾市高美町5-2-2

TEL：072-924-9359 FAX：072-924-0182 E-mail：hozen@city.yao.osaka.jp